

奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 本人補助金（第5条—第11条）
- 第3章 弁護士補助金（第12条—第16条）
- 第4章 法テラス補助金（第17条—第21条）
- 第5章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第3項の規定に基づき母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために講ずるよう努めなければならないとされた措置として、養育費の取決めについて定める公正証書の作成及び不払の養育費の請求等（以下「養育費確保」という。）に要する本人負担費用等を補助することでひとり親世帯の生活の安定及び児童の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で奈良市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項の子の監護に要する費用をいう。
- (2) 弁護士等 弁護士、弁護士法人又は綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）をいう。
- (3) ひとり親世帯の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に同条第3項に規定する児童を養育しているものをいう。
- (4) 公証人手数料 養育費の支払を内容とする公正証書（強制執行認諾約款付のものに限る。以下同じ。）の作成経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）第9条の法律行為に係る証書の作成についての手数料（養育費に係るものに限る。）をいう。
- (5) 着手金 弁護士等が養育費確保に係る事案の処理を受任する際に発生する弁護士費用であって、業務処理の対価の一部となるものをいう。
- (6) 実費 養育費確保に係る家庭裁判所の調停申立て等に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ひとり親世帯の親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 養育費確保に関し、この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 養育費の請求等を行う相手方が異なる場合

イ 着手金及び実費にあつては、契約内容が異なり、かつ、過去に交付を受けた補助金の合計額が別表第1に規定する補助金の額を超えない場合

(3) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。

(4) 当該子の養育費の請求権を有すること。

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本人補助金 ひとり親世帯の親が、直接公証人に公正証書の作成を依頼する場合及び自ら養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行う場合に、これらに要する本人負担費用等の一部に対する補助金

(2) 弁護士補助金 ひとり親世帯の親が、弁護士又は弁護士法人と契約して養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行うために要する費用（以下「弁護士費用」という。）の一部に対する補助金

(3) 法テラス補助金 法テラスを利用して養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行うために要する総合法律支援法第30条第1項第2号（ホを除く。）に規定する立替えに対する償還金（以下「法テラス償還金」という。）の一部に対する補助金

第2章 本人補助金

（補助対象経費等）

第5条 本人補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1本人補助金の部に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 本人補助金の交付を受けようとする者（以下この章及び別表第2本人補助金の部において「申請者」という。）は、奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第2本人補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の添付書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して本人補助金の交付の可否を決定し、適当と決定したときは規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第8条 本人補助金の交付決定を受けた申請者（以下この章及び別表第2本人補助金の部において「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第11条第1項に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書に別表第2本人補助金の部補助対象経費の欄の区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類のうち当該変更等に係るものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなったときは、本人補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日まで

に、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2本人補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部実績報告時の添付書類の欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 公証人手数料 公正証書の作成がなされたとき。

(2) 調停申立て等費用のうち実費 家庭裁判所等において、養育費の請求に係る調停、財産開示又は強制執行の申立てが受理されたとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(請求及び支払)

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けたときは、速やかに奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

第3章 弁護士補助金

(補助対象経費等)

第12条 弁護士補助金の交付の対象となる経費(以下この章において「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第1弁護士補助金の部に定めるとおりとする。

(交付申請)

第13条 弁護士補助金の交付を受けようとする者(以下この章及び別表第2弁護士補助金の部において「申請者」という。)は、弁護士又は弁護士法人に着手金を支払う前に奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書に別表第2弁護士補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第14条 弁護士補助金の交付決定を受けた申請者(以下この章及び別表第2弁護士補助金の部において「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる補助対象経費に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由のいずれかに該当することとなったときは、弁護士補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2弁護士補助金の部補助対象経費の欄の区分に応じ、同部実績報告時の添付書類の欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 弁護士費用のうち着手金 弁護士等(法テラスを除く。)を利用し養育費確保に係る事案の処理について契約を締結し、事件に着手したとき。

(2) 弁護士費用のうち実費 家庭裁判所等において、養育費の請求に係る調停、財産開示又は強制執行の申立てが受理されたとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(請求及び支払)

第15条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けたときは、速やかに奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、弁護士補助金について補助事業者が個別契約を締結した弁護士等から請求があったときは、当該請求に係る補助金について、補助事業者に代わり、当該弁護士等に支払うことができる。この場合において、補助事業者は、市長に委任状（別記第3号様式）を提出しなければならない。

4 弁護士補助金（弁護士費用のうち着手金に係るものに限る。）にあつては、市長は、規則第17条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業の交付決定額を限度として概算払をすることができる。この場合においては、前条第1項の規定による実績報告により弁護士補助金の額が確定した後で弁護士補助金の精算を行うものとする。

5 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、市長に奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

（準用規定）

第16条 第7条、第8条及び第11条の規定は、弁護士補助金について準用する。

第4章 法テラス補助金

（補助対象経費等）

第17条 法テラス補助金の交付の対象となる経費（以下この章及び別表第2法テラス補助金の部において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1法テラス補助金の部に定めるとおりとする。

（交付申請）

第18条 法テラス補助金の交付を受けようとする者（以下この章及び別表第2法テラス補助金の部において「申請者」という。）は、奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書に別表第2法テラス補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（実績報告）

第19条 法テラス補助金の交付決定を受けた申請者（以下この章及び別表第2法テラス補助金の部において「補助事業者」という。）は、法テラス償還金の支払を開始したときは、法テラス補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2法テラス補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部実績報告時の添付書類の欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（請求及び支払）

第20条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けたときは、速やかに奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、法テラス補助金について補助事業者が個別契約を締結した弁護士等から請求があったときは、当該請求に係る補助金について、補助事業者に代わり、当該弁護士等に支払うことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に委任状を提出しなければならない。

(準用規定)

第21条 第7条、第8条及び第11条の規定は、法テラス補助金について準用する。

第5章 補則

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、令和3年4月1日以後に支払義務の生じた公証人手数料、実費及び着手金について適用する。

(令和3年度の補助対象経費の特例)

3 令和3年度に限り、第13条の規定にかかわらず、令和3年4月1日から告示の日までに弁護士又は弁護士法人に支払った着手金について補助対象経費とする。

別表第1 (第5条、第12条、第17条関係)

補助金の種別	補助対象経費	補助金の額
本人補助金	ひとり親世帯の親が自ら公正証書を作成するために要する費用のうち公証人手数料(以下「本人手続による公証人手数料」という。)	補助対象経費の全額。ただし、43,000円を限度とする。
	ひとり親世帯の親が自ら養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行うために要する費用のうち実費(以下「本人手続による費用のうち実費」という。)	補助対象経費の全額。ただし、50,000円を限度とする。
弁護士補助金	弁護士費用のうち着手金	補助対象経費の全額。ただし、100,000円を限度とする。
	弁護士費用のうち実費	補助対象経費の全額。ただし、50,000円を限度とする。
法テラス補助金	法テラス償還金のうち着手金	補助対象経費の全額。ただし、100,000円を限度とする。
	法テラス償還金のうち実費	補助対象経費の全額。ただし、50,000円を限度とする。

別表第2 (第6条、第8条、第9条、第13条、第14条、第18条、第19条関係)

補助金の種別	補助対象経費	交付申請時の添付書類	実績報告時の添付書類
本人補助金	本人手続による公証人手数料	(1) 戸籍謄本若しくはその写し又は児童扶養手当証書、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 公正証書の作成がなされたことを証する書面

		<p>年奈良市規則第33号) 第4条第1項に規定する ひとり親家庭等医療費受 給資格証その他の補助対 象者の要件に該当するこ とを明らかにする書類 (戸籍謄本の取得が困難 である事情にあると認め られる場合に限る。) (以下「戸籍謄本等」と いう。)</p> <p>(2) 申請者の世帯全員の住 民票の写し</p> <p>(3) 補助対象経費の領収書 等</p> <p>(4) その他市長が特に必要 と認める書類</p>	(4) その他市長が特に必要 と認める書類
	本人手続による費用のうち実費	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 申請者の世帯全員の住 民票の写し</p> <p>(3) 補助対象経費の領収書 等</p> <p>(4) その他市長が特に必要 と認める書類</p>	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 補助事業者の世帯全員 の住民票の写し</p> <p>(3) 調停申立て、財産開示 申立て又は強制執行の申 立てが受理されたことが分 かる書面</p> <p>(4) その他市長が特に必要 と認める書類</p>
弁護士補助金	弁護士費用のうち着手金	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 申請者の世帯全員の住 民票の写し</p> <p>(3) 弁護士又は弁護士法人 との間で締結した契約書 の写し及び養育費確保支 援に関する弁護士活動着 手金請求書</p> <p>(4) その他市長が特に必要 と認める書類</p>	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 補助事業者の世帯全員 の住民票の写し</p> <p>(3) 養育費確保支援に関す る事案の処理に着手した ことが分かる書面</p> <p>(4) 養育費確保支援に関す る弁護士活動着手金領収書</p> <p>(5) その他市長が特に必要 と認める書類</p>
	弁護士費用のうち実費	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 申請者の世帯全員の住 民票の写し</p> <p>(3) 弁護士又は弁護士法人と の間に締結した契約書の 写し及び養育費確保支援</p>	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 補助事業者の世帯全員 の住民票の写し</p> <p>(3) 養育費確保支援に関す る実費諸費用領収書及び</p>

		<p>に関する実費諸費用請求書</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める書類</p>	<p>実費諸費用の内訳が分かる書類等</p> <p>(4) 調停申立て、財産開示申立て又は強制執行の申立てが受理されたことが分かる書面</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める書類</p>
法テラス補助金	法テラス償還金のうち着手工金	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 申請者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>(3) 弁護士等との間で締結した契約書の写し及び養育費確保支援に関する援助開始決定書の写し</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める書類</p>	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>(3) 養育費確保支援に関する事案の処理に着手したことが分かる書面</p> <p>(4) 償還金の支払が開始されたことが分かる書類</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める書類</p>
	法テラス償還金のうち実費	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 申請者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>(3) 弁護士等との間で締結した契約書の写し及び養育費確保支援に関する援助開始決定書の写し</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める書類</p>	<p>(1) 戸籍謄本等</p> <p>(2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>(3) 養育費確保支援に関する実費諸費用の内訳が分かる書類等</p> <p>(4) 償還金の支払状況が分かる書類</p> <p>(5) 調停申立て、財産開示申立て又は強制執行の申立てが受理されたことが分かる書面</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める書類</p>

第2号様式（第10条、第15条、第20条関係）

奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者
住 所
氏 名
電話番号

第10条

奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱 第15条 の規定により、次のとおり請求します。
第20条

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号	
補助年度	年度	補助金の名称	奈良市養育費確保支援事業補助金	
補 助 事 業 の 名 称	奈良市養育費確保支援事業			
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円			
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額	円			
補助金の既交付金額及び交付年月日				
交 付 請 求 金 額	円			
未 交 付 金 額	円			
添付書類				
※振込先	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合	支店名	本店・支店 出張所
	金融機関コード		支店コード	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ		

※振込先口座は原則として請求者名義の口座とします。

ただし、奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱第15条第3項又は第20条第3項の規定により弁護士等に支払う場合は、弁護士等名義の口座を記入の上、委任状（別記第3号様式）を提出してください。

第3号様式（第15条、第20条関係）

委任状

私は、養育費の確保支援について契約した _____ を
代理人と定め、奈良市養育費確保支援事業補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

請求者 住所 _____
(委任者)

氏名 _____

代理人 住所又は
所在地 _____

氏名又は団体名
及び代表者氏名 _____

代理人の口座	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合			支店名	本店・支店 出張所			
	金融機関コード				支店コード				
	預金種別	普通・当座		口座番号					
	口座名義人	フリガナ							

第4号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け奈良市指令 第 号で交付決定した奈良市養育費確保支援事業補助金について、奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱第15条第5項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 支払希望時期 _____ 年 _____ 月

3 理 由